

岡山市商店会連合会

「備前岡山ええじゃないか 2018 大誓文払い」事業仕様書

1. 事業内容

(1) 事業概要

「備前岡山ええじゃないか 大誓文払い」は、岡山市商店会連合会（商店街団体と大型商業施設 21 団体加盟）主催の秋の「オール岡山・商まつり」。例年 11 月上旬の 3 連休を中心とした日程で、各商店街、商業施設が各種セール、誘客イベント等を同時開催する。38 回目を迎える今年も、加盟商店街、商業施設への来客増・売上増を図り、岡山の街に賑わいをもたらすイベントを実施する。

(2) イベント名称 「備前岡山ええじゃないか 2018 大誓文払い」

(3) イベント実施期間 平成 30 年 11 月 2 日（金曜日）～ 4 日（日曜日） 10 時～ 19 時（最大）

(4) 事業の実施場所 岡山市商店会連合会加盟商店街・商業施設（別紙）

(5) 事業方針

- ア. 社会環境および消費者の嗜好の変化を的確にとらえた、幅広い世代の集客が見込まれ、かつ、「財布を開けさせる」仕掛けを取り入れた新鮮な企画を実施すること。
- イ. 地域性・方向性の異なる各商店街・商業施設が能動的に取り組むことができ、かつ当連合会のスケールメリットを活かし、連携して取り組める「オール岡山」の商まつりとする。
- ウ. 当連合会設立 70 周年となる年であるため、設立 70 周年を記念する事業とすること。

2. 委託内容

(1) 事業テーマの策定

- ア. 上記事業方針に即した事業テーマを策定し提案すること。

(2) イベントの企画・実施運営

（ア～エの企画提案及び実施については、別紙イベント一覧のとおりとすること）

※のぼりフラッグ等を用い、イベントの盛り上げを図ること。

- ア. メインイベントの提案・実施（B）
- イ. 商店街、商業施設等のイベントの提案・実施（C）
- ウ. 商店街実施企画の実施支援（D）（1 件 10 万円以内）
- エ. 商店街その他企画との調整（E）
- オ. チャリティ事業
 - （ア）チャリティ募金を実施すること。（目標 10 万）

(イ) 児童福祉施設への贈呈品・贈呈式を手配すること。(寄付先変更となる場合あり)

カ. オープニング

(ア) 決起集会の実施

(3) 広報・宣伝

ア. 広報宣伝方法について企画提案

(ア) インターネット(含 SNS等)、テレビ、ラジオ、新聞等を活用した効果的な広報宣伝計画を提案すること。

(イ) 新聞折込チラシを含めた、ポスター掲出場所・チラシ配布について効果的な広報計画を提案すること。(チラシのうち 10,000 部は指定場所(20箇所)へ配布すること。)

(4) 事業全体の運営・管理

ア. 業務責任者を定め、実施体制、スケジュール、防火管理体制を提出すること。

イ. 月 1 回程度開催する事業推進部幹事会に参加、進捗状況の報告を行い、会の意見を運営に反映させること

※幹事会開催 2 日前までに、幹事宛てに資料を E-m a i l にて送付すること。

会当日資料を 20 部持参。

ウ. 事業実施約 1 ヶ月前に開催される理事会に出席し、実施内容を説明すること。

※会当日資料を 30 部持参。

エ. イベント期間中、表町商店街に総本部、駅前・奉還町商店街に本部を配置し、表町総本部は岡山専門店会館 3 階を借り受け、専用電話を設置すること。

オ. イベント期間中、前後にわたり、警察署、消防署等関係所管庁と協議を行い、安全管理、事故防止につとめること。

(5) アンケートの実施

ア. 来街者アンケート：詳細は、別紙アンケート実施要領のとおり

イ. 会員アンケート：詳細は、別紙アンケート実施要領のとおり

(6) 通行量調査の実施

ア. 調査日：平成 30 年 11 月 3 日(土曜日)

調査場所：商店街 3 箇所(双方向)

詳細は、別紙通行量調査実施要領のとおり

(7) 書類作成、届出等

ア. イベント実施に必要な各種届出(警察・保健所・消防署・県教育委員会ほか)

イ. 警察への事前説明

- (ア) イベント内容、配置及び警備体制を記載した事業概要書作成。(40部)
- (イ) 岡山中央警察署及び岡山西警察署の交通第一課及び地域課へ事業概要説明。
(会長及び事務局同行)
- (ウ) 周辺交番(7ヶ所)へ、事業概要書を配布。

(8) 報告

- ア. (5)のアンケートを集計・分析し、報告書作成。集計データは事務局へ引き継ぐこと。
- イ. 事業実施報告書を作成し、指定場所へ配布。(600部作成。20箇所へ配布)
- ウ. 事業実施約1ヶ月後に開催される事業推進部幹事会及び理事会において、アンケート報告書及び事業実施報告書をもとに事業報告。

(9) 留意事項

- ア. 積極的に協賛者を募り、効果的な事業実施に努めること。
- イ. 月曜日と木曜日はごみ収集日にあたるため、ごみ収集を妨げないように注意すること。

(10) その他

- ア. 従前のおりの実施内容を参考に、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること
- イ. 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること